

第 55 期 滋賀地方最低賃金審議会  
令和 4 年度第 2 回滋賀県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和 4 年 8 月 4 日 (木) 12 時 50 分 ~ 16 時 05 分
開催場所	滋賀労働局 6 階共用会議室
出席状況	公益代表委員 (定数 3 人) 平井建志 労働者代表委員 (定数 3 人) 池内正博 大江彰宏 大西省三 使用者代表委員 (定数 3 人) 石田秀幸 水野 透 西田保夫 事務局 4 人 矢野労働基準部長、松島賃金室長、 神崎室長補佐、高津衛生専門官
主要議題	滋賀県最低賃金の改正決定について(金額審議)
議事要旨	<p>・ 労使各側委員の主張概要</p> <p><b>労側委員の主張</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 前回の使用者側意見(物価高や価格転嫁できないこと等)に歩み寄る姿勢も必要であると考え、連合滋賀のリビングウェイズに基づく金額を提示する。中小企業を助けるためにも、業務改善助成金や最賃の上昇分を価格転嫁できる環境整備を労使ともに政府に働きかけていきたい。</li> <li>2 中賃の目安答申に添付されている「賃金改定調査第 4 表」に大津市の消費者物価指数(令和 4 年 4 月 ~ 6 月の平均)に基づく金額を加えた額を提示する。</li> <li>3 2022 年連合集計春闘正社員賃上率に大津市の消費者物価指数(令和 4 年 4 月 ~ 6 月の平均)に基づく金額を加えた額を提示する。目安額を超えているのは、B ランクの京都府、兵庫県との格差を縮小したいため。</li> <li>4 労働者側としても、明日の第 3 回専門部会で結審をめざしたい。したがって、大津市の消費者物価指数(令和 4 年 6 月)に「賃金改定調査第 4 表」を加えた金額を提示する。</li> </ol> <p><b>使側委員の主張</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 使側としては、「目安額 31 円」自体を納得しているものではない。中小・零細企業の景況感等について、物価上昇の影響は「悪影響がある」が 9 割を超えている。円安の影響は 7 割以上がマイナスと考えており、特に中小・零細企業においてマイナス幅が大きい。物価上昇に対し、販売価格への転嫁が困難と考えている企業が約 7 割であり、約 3 割の企業は「全く転嫁できない」と考えている。しかし、使側も歩み寄って、滋賀経済産業協会の令和 4 年春季労使交渉妥結状況の全産業平均のアップ率に基づく金額を提示する。</li> </ol>

2 労働者側の2の算定方法(物価上昇分のカウント方法)については、理解ができない。使用者側で検討するが、二重計上していると考えられる。しかし、使用者側も歩み寄り(1の提示は全産業平均であったが、非製造業の回答企業数が少なく回答にばらつきがあったことから)滋賀経済産業協会令和4年春季労使交渉妥結状況(会員企業全体)の製造業平均のアップ率に基づく金額を提示する。

3 やはり、労働者側の物価上昇率を加えたロジックは、到底受け入れられないが、さらなる使側の歩み寄りとして、「賃金改定調査第4表」に基づく金額を提示する。

4 2022年連合集計春闘正社員賃上率に基づく金額を提示するも、部会長から「労使の提示金額に大きな開きがあり、残りの審議日程から見てさらなる歩み寄りを求めた」結果、目安答申の引上率に基づく金額を本日の最終提示額とする。

・金額に隔たりがあり、まとまらず。

・次回開催日

滋賀県最低賃金専門部会(第3回)

令和4年8月5日(金) 12:30~